

国立大学法人東京外国語大学衛生委員会規程

〔平成16年 4月 1日〕
規 則 第144号

改正 平成24年 3月27日規則第27号 平成27年 3月24日規則第 9号
平成28年 7月12日規則第81号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員安全衛生管理規程（平成16年規則第60号。以下「職員安全衛生管理規程」という。）第12条第3項の規定に基づき、衛生委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、衛生管理に関する重要事項について調査審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 職員安全衛生管理規程第6条第4項第8号の規定によるリスクアセスメントに関すること。
- (5) その他職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事または副学長のうちから学長が指名する者 1名
- (2) 衛生管理者のうちから学長が指名する者 1名
- (3) 産業医
- (4) 衛生に関し経験を有する者のうちから学長が指名する者 1名
- (5) 過半数代表者の推薦に基づく職員 3名

(任期)

第5条 前条に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、総務企画部人事労務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月27日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学衛生委員会規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月12日から施行し、平成28年6月1日から適用する。